

沿岸広域振興局長告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年4月5日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

1 短期入所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0310200332	こっとん 短期入所	宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地6	社会福祉法人若竹会	令和4年4月1日

2 就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0310200324	k i t c h e nわかたけ	宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地6	社会福祉法人若竹会	令和4年4月1日

3 共同生活援助

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0320200231	こっとん	宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地6	社会福祉法人若竹会	令和4年4月1日